



鳥取県医療勤務環境改善支援センター通信

『正社員と有期契約社員との待遇格差をめぐる最高裁判決①』

ドライバーの有期契約社員が正社員と同一の仕事を行っているにもかかわらず、待遇差があることが労働契約法第20条（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）違反であると訴えた2つの訴訟で、平成30年6月1日最高裁判所において判決がでました。

1つ目の「長澤運輸事件」では、正社員と定年後の再雇用者の待遇に関するもの。2つ目の「ハマキョウレックス事件」では、正社員と契約社員の待遇に関するものです。

働き方改革関連法案が可決成立しました。その中に正規・非正規労働者の不合理な待遇格差を禁じる「同一労働同一賃金」もあります。施行はまだ先ですが、早めに対応が必要になると思われます。今回と次回の2回に分けて具体的に見ていきます。

○「長澤運輸事件」

正社員と職務内容が同じ定年後再雇用者（嘱託社員）に対する賃金格差（年収が20～24%低下）の違法性が争われた訴訟です。

最高裁の判決は、

- ①事業主が高年齢者雇用安定法により60歳超高年齢者の雇用確保措置を義務付けられている中、賃金コストの増大を回避する必要性からも、定

年後継続雇用における賃金を定年退職時より引き下げることも自体が不合理とは言えない。

- ②定年後の継続雇用において、職務内容やその変更範囲等が変わらないまま相当程度賃金が引き下げられることは広く行われており、その引き下げ幅を縮める努力をしたこと等からすれば2割前後の賃金減額は直ちに不合理とは言えない。

→労働契約法第20条違反するものでないと認定した。

各賃金項目における正社員との格差について、精勤手当は「正社員との職務内容が同一である以上、皆勤を奨励する必要性に相違はない」とし、定年後再雇用者に支給されないことは不合理にあたと判断されました。

※この判決では、一定の要件を満たせば老齢厚生年金の支給を受けることができる上、定年後再雇用後に労使交渉を踏まえて、報酬比例部分が支給開始されるまでの間、調整給の支給を受けることができることや、賞与を含めた賃金全体の相違が2割程度だったことなどから不合理ではないと判断されただけで、定年後再雇用での賃下げが一律認められたわけではないので注意が必要です。

長澤運輸事件における最高裁の判断							
歩合給	職務給	住宅手当	家族手当	役付手当	精勤手当	超勤手当	賞与
×	×	×	×	×	○	○	×

○…格差不合理とされた ×…不合理とされなかった

(今回の担当：医療労務管理アドバイザー 村口義博 社会保険労務士)

お問い合わせ・ご相談を無料でお伺いします！お気軽にご連絡ください！！

鳥取県医療勤務環境改善支援センター

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：http://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/

鳥取 勤務環境改善 検索